

専門検討会における示指亡失の引下げに係る検討内容等について

1 現行の障害等級表に対する学会の意見

現行の障害等級表については、さまざまな意見が寄せられていたが、平成10年、今般の障害全体の見直し前に、日本災害医学会から「現行の障害等級表は、示指を中指や環指より高く評価している結果、次のような不合理、不公正が生じている」旨の意見が提出された。

ア 「示指の亡失」と「環指及び小指の亡失」とは同じ10級であるが、示指亡失手は中指がよく機能を代償してつまむ動作等を行い、正常手とほとんど変わらない機能を残すと考えられる一方、環指及び小指の亡失手は握力が著しく減少するため、両者には残存機能に大きな差がある。

イ 「示指亡失」の手と「中指亡失」の手とでは、巧緻性ではあまり変わらず、粗大・握力では示指亡失手（中指が残っている手）が勝るが、示指亡失は10級であるのに対し、中指亡失は11級であり、不均衡である。

ウ 「中指、環指及び小指の3指亡失」手と「示指及び中指の2指亡失」手はともに9級であるが、両者を比較すると、後者は握力を含む力で大きく勝るほか、つまみ動作も可能であり、残存機能の差は大きい。

エ 「示指亡失」と「中指及び環指の2指亡失」とが同じ10級であるのもおかしい。

2 手指の機能と評価の着眼点

手は、母指から小指までそれぞれの指がそれぞれの役割を果たしている。

手指の基本的機能は、把持動作（ものを握み、保持し、放す動作等）であり、つまむ動作は母指とその他の指との間でものを把持する動作、握る動作は指と掌の間でものを把持する動作である。母指を除く各指のうち、つまむ動作は示指及び中指が優れ、握る機能（握力）は環指及び小指の働きが重要である。

なお、つまむ動作は、母指と示指等の手指との間で対立動作を行うことにより行うものであるが、この場合、示指等の手指は、屈伸という動きを行うことにより母指と対立の動作をするものである。

ところで、「引金を引き、離す」という動作は、母指との対立動作を行う中で行うものではないが、示指の屈伸により行うものであることから、示指の機能障害等による「引金を引き、離す」という動作の制限や代償の程度については、示指のつまむ動作の制限や代償の程度により検討すれば足りるものである。

3 示指に係る検討

(1) 外国での取扱い等の状況

平成13年に開始した整形外科の専門検討会では、こうした不公正を是正するため、まず、諸外国における取扱い、我が国の学会における評価等を検討したところ、いずれも示指を中指より特に高く評価している例は認められなかった。

(2) 示指亡失による障害の程度等

専門検討会での議論の過程では、示指は他指より等級を高くするほどではない根拠として、次のような例が示された。

ア 近年、示指を1指のみ切断した場合には、通常再接着しないことが多い。これは、残った中指等が示指の機能を代償するので、機能が低下した示指を接着するよりも亡失させたままの方がよいという機能上の理由と、断端部等を良好に形成できる場合には亡失の事実が判然としにくいという外見上の理由による。

また、示指を含む多指切断後に再接着術を行う場合、各指の機能を踏まえ、示指の接着は最後とし、小指と示指との比較でも小指を先に接着する例が多い。

イ 母指を除く各指の亡失と握力低下の相関関係をみると、示指亡失の場合が握力低下の程度が最も小さい。

引っかけの力も、示指より中指のほうが強い。

ウ 「母指及び小指の亡失」(第8級)より、「示指、中指及び環指の亡失」(第7級)が高い等級であるが、機能的には、母指及び小指が残っていると、つまむ機能や握る機能がある程度残存するため、機能面からみると前者の障害のほうが重い。

(3) 現行障害等級表の不合理的点等

専門検討会においてはさらに現行の障害等級表のバランスを検証し、一部について逆転現象が生じている等の問題点が生じていることを明らかにするとともに、改正後の障害等級の等級表に逆転現象等はなく、バランスが良好に保たれていることを検証している。

(4) 専門検討会での結論

以上のことから、示指の亡失は中指の亡失と同じ等級(11級の6)とすることが適当である。

4 小指に係る検討

小指は、握る機能で特に重要な働きをし、小指が亡失した場合には包丁やハンマーの使用等強い握りを行う際に相当の困難が伴う。

小指における握る機能の重要性を考慮すると、小指の亡失に係る障害等級を他の手指よりも2級も低く(13級)評価されていることは合理性を欠くものである。

しかしながら、握る機能及びつまむ機能において環指には及ばないから、1級引き上げにとどめ第12級とすることが適当である。